

「岡崎市子ども医療費助成条例の一部改正について」に対する要望決議

令和6年9月定例会において、上記議案について本市議会は委員会付託し、慎重かつ適正に審議を行ったところである。

結果、本日の本会議において、第91号議案「岡崎市子ども医療費助成条例の一部改正について」は、否決されたところである。

しかし、否決理由は、医療費助成の実施自体を否定するものではなく、財源が確保されていないことによる継続性への不安である。本市では、人件費や扶助費などの義務的経費の大幅な増加に加え、インフラの整備や未来投資計画事業などの経費も増加となる計画で、これまで以上に厳しい財政状況が継続することが見込まれている。こうした状況下において、継続的な財源を確保することなく事業の実施について審議することは、市議会としての議決責任が果たせない。

よって、市長及び執行部においては、今期定例会における議会からの意見を真摯に受け止め、財源を十分に精査し、持続可能な制度とした上で、令和7年3月定例会において、必要な予算を計上し、再度本議案を提出することを強く求めるものである。

以上、決議する。

令和6年9月13日

岡 崎 市 議 会